

発行 岩内町議会編集 議会運営委員会 〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字高台134-1 ☎ 0135-67-7081 FAX 0135-67-7106 メールアドレス

gikai@town.iwanai.lg.jp

みなさんの安心・安全を守っています(岩内消防出初式)

2019.	2	\
No.1	43	

第 4 回定例会報告······P 2 ~ 3

定例会 4

した。 政各般にわたり一般質問が行われ、 案審査のため、休会に入りました。 より提案された議案の説明を受けた後、 第4回定例会は、12月10日招集され、 いて議案の審議を行い、12月21日閉会しま 平成30年度各会計補正予算等を審議する 12月17日に再開し、5名の議員により町 引き続 町長 議

原案可決、 1号は適任議決となりました。 議案第1号から議案第17号までの17件は 議案第18号は同意議決、 諮問第

拿

ました。 〇平成30年度一般会計補正予算(第5号) 給与費約590万円等について追加補正し 障害介護給付費約6千3百万円及び職員

〇平成30年度国民健康保険特別会計補正予 (第3号)

金37万円等を追加補正しました。 円及び北海道国民健康保険団体連合会負担 般被保険者高額療養費約1千355万

〇平成30年度介護保険特別会計補正予算 (第2号)

がい活動支援通所事業費負担金約8万円等 を追加補正、 を追加補正しました。

〇平成30年度下水道事業会計補正予算(第 3号

為5千万円を追加補正しました。 職員給与費約102万円及び債務負担行

〇平成30年度一般会計補正予算(第6号)

補正しました。 地方消防組合負担金約120万円等を追加 職員給与費約418万円及び岩内・寿都

〇平成30年度国民健康保険特別会計補正予 算(第4号)

職員給与費約11万円を追加補正しまし

〇平成30年度介護保険特別会計補正予算 (第3号)

た。 職員給与費約12万円を追加補正しまし

〇平成30年度下水道事業会計補正予算(第 4号)

職員給与費約5万円を追加補正しま

た。

《条例設定·改正》

保険事業勘定の職員給与費約172万円 介護サービス事業勘定の生き ○岩内町特定教育・保育施設及び特定地域 型保育事業の利用者負担に関する条例設

用者負担について必要な事項を定めるた 育・保育施設及び特定地域型保育事業の利

条例を設定しました。

子ども・子育て支援法に基づく、

特定教

〇岩内町特定用途制限地域内における建築 物等の用途の制限に関する条例設定

から、当該地域における建築物及び工作物 域以外に特定用途制限地域を設定すること しました。 の用途の制限を規定するため、 岩内町における都市計画区域内の用途地 条例を設定

〇岩内町家庭的保育事業等の設備及び運営 する条例設定 に関する基準を定める条例の一部を改正

る基準の一部を改正する省令の施行に伴 る特例等について、所要の改正をしました。 い、小規模保育事業A型等の代替保育に係 家庭的保育事業等の設備及び運営に関す

○岩内町放課後児童健全育成事業の設備及 を改正する条例設定 び運営に関する基準を定める条例の 部

に関する基準の一部を改正する省令が定め 放課後児童健全育成事業の設備及び運営

森嶋 洋氏氏川ひとみ氏 固定資産評価審査委員会委員に 決まる! 権擁護委員候補者に

〇岩内町議会議員の議員報酬及び費用弁僧 等に関する条例の一部を改正する条例設

られたことに伴い、所要の改正をしました。

ついて、 岩内町議会議員の期末手当の支給割合に 改正をしました。

○岩内町費特別職員の給与に関する条例の

部を改正する条例設定

について、改正をしました。 岩内町費特別職員の期末手当の支給割合

○岩内町教育委員会教育長の給与及び勤務 時間等に関する条例の一部を改正する条

給割合について、改正をしました。 岩内町教育委員会教育長の期末手当の支

○岩内町費職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例設定

等について、所要の改正をしました。 内町費職員の給料及び勤勉手当の支給割合 人事院勧告に準じた改定を行うため、 岩

《その他》

○損害賠償の額の決定

除雪車両事故による損害を賠償しまし

た。

〇岩内町固定資産評価審査委員会委員の選 任同意

森嶋 洋氏を選任することに同意しまし

〇人権擁護委員候補者の推せん

氏川ひとみ氏を適任としました。

第1号は原案否決となりました。 ○国保の抜本的改革を求める意見書……… 意見案第1号から意見案第2号、 決議案

を求める意見書……………原案否決 「水産政策の改革」における慎重な検討 〇永井明議長の不信任決議……原案否決

議会を傍聴してみませんか。

当日の朝の防災行政無線で 議会開会については、 お知らせします。

受付名簿に名前・住所・年齢を 手続きは、 記入するだけです。

約) (要

12月17日~19日 5名の議員による一般質問が行われました。

ŒJ の経済政策の見直しを

を国の経済政策に照らし なっており、急速な地域 域経済が破綻して町の存 る。商店街の空洞化と地 店する事態になってい われる店舗が相次いで閉 てどのように認識してい が、こうした地方の現状 かない状態となっている 経済の落ち込みに追いつ 亡に関わる問題にまで 1 町では、老舗と言

検証を行ってきたか。 助成等について、効果・ 効果をもたらしたか。 る各種イベント事業への のための商工団体に対す てきた「街なか活性化」 また、 2. 町はこれまで行っ どのような経済

業が最良策と考えるか。 これまでの助成事

1

国は、

地方におけ

えるべきと思うがどうか。 がった助成の在り方を考 町的な目線で裾野の広 を投入するからには、 摘もあるが、町民の税金 業種に偏った助成との指 全

主要産業は。 割合と労働人口は。町の 造の変化をどのように分 分けた場合のそれぞれの 対策を考えているか。 し、一次、二次、三次に 4. 今後、どのような 町を産業別に区分 町の産業構

年度予算で示していただ あえぐ経済状況を直視 きたいが所見を伺う。 に合致した経済政策を新 示す指針となり、不況に 5. 総合的な観点から町 今後の町の大計を

り、 町においてもこれら制度 策を打ち出しているが、 助金や税制などの経済政 け、 域経済の低迷などを受 に力強さが欠けていると 地域の活力低下につなが 業基盤が縮小し、これが 取り組んでいる。 化や空き店舗対策などに などして、 事業補助制度を創設する 度より空き店舗活用支援 の活用促進や、 などを支援する様々な補 ける商店街の空洞化や地 の進展により、 分析しており、 雇用や産

売車による注文販売、イ 効果がなかなか現れない を取り巻く現状に対する スストアの台頭、 背景には、 しかし、 コンビニエン 地方の商店街 移動販

る人口減少と少子高齢化

設備投資・事業承継 個人消費や民間投資 商店街の活性 平成28年 地方にお

消費者ニーズや生活スタ イルの変化なども新たな ンターネット通販など、 因と認識している。

事業、 助成事業は、 域の様々な企業・団体に り、商店街の活性化や賑 事業者からの要望等によ などがあり、 経済効果がある事業と認 に貢献し、 消費拡大や町のPRなど 業運営しており、 取り戻すことなどを目的 わいの創出、 ている岩内港味覚市事業 催する商店街活性化支援 市を開催する街なか活性 よる協力体制によって事 に、商工業者をはじめ地 化事業、あきんど市を開 2 昨年度より開催し 商工団体への主な 地域に一定の 軽トラック 浜に活気を いずれも、 地元の

> 助成となるよう配意する。 興事業に限らず、これ 全体に波及する効果的な されているが、 でも各分野で適正に運 の各種助成は、 であると考えており、 もたらす有効な取り組み に合致し、一定の効果を 指す町の商工業振興施 発案による取り組 商店街の活性化を目 商工関係者ら自 今後も 商工業振 町 用 ま

2, 二次産業が32. が 3. が63. 6%で3, 人で、このうち一次産業 三次合わせて6. と人口は、一次、二次、 上の産業別労働者の割合 によれば、町での15歳以 人となっている。 4. 040人、三次産業 平成27年の国勢調 5%で217人、 産業別区分の状況 9 % で 2 0 3 9 4 6

ると考えているが、ニシ た漁業・水産加工業が、 盛期に基幹産業であっ ン漁やスケトウダラ漁全 卸・小売業や建設業であ 動調査データなどから、 28年度経済センサス活 町の主要産業は、 平

志津夫 議員

新政クラブ)

代の変遷とともに、卸・ 国的な漁獲の減少など時 200カイリの影響や全 したと分析している。 工業へと産業構造が変化 小売業や建設業などの商

産業振興策を検討してま 期待されることから、国 創出やビジネスの展開も り巻く環境が厳しさを増 き様々な分野に配慮した を踏まえながら、引き続 の政策動向や地域の要請 域における新たな産業の す中で、近年の訪日外国 いりたい。 人観光客の急増などで地 今後は、 町の産業を取

られた予算の中で着実に 検討してまいりたい。 予算編成に反映するよう 実行できる施策を新年度 優先順位を明確にし、限 ルにより検証した中で、 済政策をPDCAサイク 総合戦略に掲げる各種経 域づくりを目指すため、 将来に向けた活力ある地 営の中においても、町の などによる厳しい財政運 方交付税や町税収入の減 5 社会福祉経費の増大 人口減少に伴う地

離岸堤の設置と 辺整備で住民の 安全や産業の育成を

問

海資源の増大につなが 保ち、海藻類の繁茂や浅 も有効な施設である。 けでなく海岸の静穏度を 離岸堤は、津波対策だ 産業の育成にとって

伺う。 状況にあるか、設置の必 要性と町の対応について いて現在どのような進捗 1. 離岸提の設置につ

がか。 石を投入し、良好な漁場 追いつかず、 焼けによる藻場の衰退に 形成が必要と思うがいか 藻場造成事業だけでは磯 2 町が支援している 新たな自然

対応は。 するべきと思うが、町の 長し、住民の安全を確保 敷島内全域に至るまで延 されている防波護岸を、 3 野東地区まで設置

ていない。 な状況で、 を伴い、 きたが、多額の費用負担 海岸保全対策を検討して 1. 離岸堤の設置等の 町の整備は困難 事業化に至っ

年度から、野束の一部だ が、大型防波護岸の整備 え、実施に向けて国と協 として可能性があると考 ことから、国の道路事業 が進められている。 議してきた結果、平成29 海岸が国道に接している しかし、野東・敷島内

要望や、港湾区域に接し るなど、問題解消のため 管理者の北海道と協議す 実現性から事業手法を検 守るため、海岸保全は大 ら地域住民の生命財産を 越波や海岸浸食、津波か ない野東・敷島内の海岸 討するとともに、国への 変重要と認識しているの 対策全体の整合性、

取組みを継続する。

て、老朽化した既存護岸

の日本海沿岸の各地でも するもので、近年、道内 藻のフシスジモクを定植 する。工法は過去に藻場 り今年度から3年間実施 行われている。 フシスジ クリートブロックに、海 造成工事を行った囲い礁 活動組織が事業主体とな に設置してある異型コン 岩内地区藻場保全

近年の異常気象による 期待されている。磯焼け 対して働きかけを行うな 施されるよう、 場造成事業が継続して実 意向を確認し、有効な藻 しており、岩内郡漁協の 造成が重要であると認識 対策には、効果的な藻場 も強いため、漁業資源の モクは成長が早く繁殖力 回復に繋がるものとして

1 東川河口付近から延長 等に支障を来している野 頻発し、道路や通行車両 号において、 ど適切な支援をする。 から事業費約7億円をか 3 41mの区間につい 特に暴風と越波等が 国は、

進めており、平成31年度 キャスト大型波返しの防 いる。完成後は、越波対 以降に完成すると伺って 波護岸を設置する事業を を撤去し、新たにプレ

> 岸の設置を要望して 道整備と合わせた防波護 おいても、国に対し、 外の敷島内に至る地区に 考えるため、整備区間以 策に大きな効果があると 玉

義務教育学校の導入 について

<

問

の理由について。 検討されてきた経緯とそ 2. 先進地の事例で見 これまでの導入を

国や道に 成果が得られているの 体的にどのような効果や か、また、弊害が生まれ

平成29年度 国道229 るのか。 望をどのように考えてい るが、第一期生が卒業す る9年間は元より長期展 移は大変重要な要件とな る前提となる生徒数の推 4. 3. 基本計画を策定す 進学過程において

勢と結びつきをどのよう 大学の受け入れ態

> 編入はどのように対応す 町村の生徒の受け入れや るのか。 にするのか、また、近隣

|教育長|

間で、6回の検討委員会 設立し、11月末までの期 境推進計画検討委員会 くために、岩内町学習環 種々の課題を抱えている。 や教育備品の更新など、 実やいじめの撲滅、不登 力向上対策のさらなる充 を、平成30年6月4日に つ、機動的に対応してい 朽化した学校施設の改修 校や非行問題の抑制、 これらに迅速、的確か 1. 現在学校では、学 老

検討委員会では、 教育 を開催した。

きかという観点から協議 きかという観点から協議 を進めた結果、児童生徒 が一貫した教育方針のも と、生きていく力の育成 を実現するためには、小 中一貫教育に適合した学 校マネジメントを可能と 校マネジメントを可能と を強義務教育学校の導入 体型義務教育学校の導入

2. 学年区切りの柔軟性を活用した教育カリ性を活用した教育カリキュラムによる学力向上特導による問題行動の抑制、異学年交流に伴うコ制、異学年交流に伴うコーニ、部活動の小中一貫向上、部活動の小中一貫の上、部活動の小中一貫をに伴う体力の向上等の成果が報告されている。

に努める。

中小企業の設備の老朽化

るとの報告もされている。なお、デメリットは、対ことにより、解消されむことにより、解消されむことにより、解消されない。

検討を進めたい。 3. 平成31年度に策定を推進する中で慎重に定を推進する中で慎重に定を推進する中で慎重に定を推進する中で慎重に定を推進する中で慎重に対している、基本構

効果を十分に発揮できる

携を小中一貫教育に組み 込んだ調査研究は行って 込んだ調査研究は行って いないことから、高校、 大学の受け入れ体制と結 でつきについて把握する ことはできない。 今後も関係機関などと から、義務教育学校が 強化し、義務教育学校が 開設された場合において 開設された場合において

に対応できると考える。れた場合の編入などにつれた場合の編入などにつら引き継がれる内容をもら引き継がれる内容をもら引き継がれる内容をもとに、個に応じた、きめとに、個に応じた、きめとに、個に応じた、きるとに、は、転出先の学校が開設された場合の編入などにつれた場合の編入などにつれた場合の編入などに対応できると考える。

減少などが報告されていダーシップの育成機会の

人間関係の固定化やリー

中小企業支援策の推進を

質問■

4.

検討委員会では、

資の支援について 1.中小企業の設備投

資産税が負担となって、資産税が負担となって、作の上特別措置法」が本年6月に施行された。こ年6月に施行された。こ年6月に施行された。これまでは、赤字でも支払が本の判断で、かるければならないがある固定資産税が負担となって、

が進んできても、新たな設備投資に踏み切れないとは、中小企業の事法により、中小企業の事法により、中小企業の事法により、中小企業の事法により、中小企業の事法により、中小企業の事法により、中小企業の事場が進んできても、新たなが進んできても、新たなが進んできても、新たなが進んできても、新たなが進んできても、新たなが進んできても、新たなが進んできても、新たなが進んできても、新たなが進んできても、新たなが進んできても、新たなが進んできても、新たな

体に限り補助申請事業のの周知について伺う。の問知について伺う。の問知についるが、導意向を示しているが、導意向を示しているが、導意向を示しているが、導意向を示しているが、導力に進基本計画の策定等の現状と導入に当たの見知について伺う。

2. 事業承継支援の取

6)

続税・贈与税の税負担を 者難により、廃業を余儀 者難により、廃業を引き継いだ時の相 り込正に事業承継税制の るため、2018年度税 るため、2018年度税 るため、2018年度税 るため、2018年度税 るため、2018年度税 るため、2018年度税 るため、2018年後継 後端者の高齢化と後継

って れている。 100%猶予できるよう 100%猶予できるよう 100%猶予できるよう 100%猶予できるよう 100%猶予できるよう 100%猶予できるよう

状況について尋ねる。承継税制の現状及び利用をこで町における事業

町長

1. 生産性向上特別措置法は、地域の中小企業による設備投資の促進に向け、先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業等を対象に、固定資産税を3年間、軽減する特税を3年間、軽減する特別を3年間、軽減する特別を3年間、軽減する特別を3年間、軽減する場所を3年間、軽減する場所を3年間、軽減する場所を3年間、軽減する場所を3年間、軽減する場所を3年間、軽減する場所を3年間、軽減する場所を3年間、軽減する場所を3年間、軽減する場所を3年間、軽減する場所を3年間、

が見込まれる設備投資と合し、労働生産性の向上る導入促進基本計画に適具体的には町が策定す

して、中小企業者が策定して、中小企業者が策定

予定となっている。 ゼロの特例措置を受ける より3年間の固定資産税 件は、平成31年度課税分 受けており、このうち6 7事業所、5千7百万円 商業・サービス補助金で る申請では、ものづくり・ 省の認定を受けている。 促進基本計画について 決し、町が策定する導入 月の臨時議会において可 町税条例の改正を本年5 な課税標準をゼロにする 資補助の優先採択に必要 が採択され、 今年度、地元企業によ 町では、すでに設備投 本年7月に経済産業 補助決定を

知は、町のホームページまた、本支援制度の周

議員(公明党

議所、 ど、各種補助金の活用促 提供、相談、申請支援な え、設備投資を予定して 報提供してきたが、今後 進に努めていく。 も本制度の活用促進に向 で紹介したほか、商工会 いる事業者の把握、情報 関係各署と連携のう 地元事業者に広く情 金融機関などを通

> なっている。 など、中小企業経営の実 も納税猶予が継続される 情に合わせた拡充内容と 用要件が未達成の場合で 情報提供に努めていく。 関係団体などと連携し できていないが、 継税制の利用実態は確認

中学校の学習環境の 整備と新たな取り組み について

株式に係る贈与税及び相 置であり、自社の非上場 引継ぎを支援する税制措 するものである。 続税の納税を猶予・免除 される中小企業等に対 難により廃業を余儀なく し、次世代の経営者への 経営者の高齢化と後継者 2 事業承継税制は、

れた。 き上げなど、制度拡充の 撤廃や納税猶予割合の引 る非上場株式等の制限の ための特別措置が創設さ 今回の税制改正によ 納税猶予の対象とな

継者数が1人から最大3 か、税制の対象となる後 税負担がゼロとなるほ 人まで可能に、また、雇 これにより、 承継時

問

夏の暑さ対策について 1 小中学校における

解を伺う。 国は熱中症対策として、 更新する猛暑の日々で、 られる事になるが町の見 設置に踏み切るかどうか 室に、エアコンの設置費 全国の公立小中学校の教 は、自治体の判断に委ね 算に盛り込まれた。今後 用が2018年度補正予 今年の夏は最高気温を

夏の学習環境は補えるか 用のかかるエアコンでな 住む私たちは、高額な費 必要と思うが、北海道に くとも、扇風機などでも ン等の能力の高いものが 本州方面では、エアコ

> 校の教室に扇風機の設置 の暑さ対策として小中学 と思うが、町における夏 と考えるが見解を伺

ニングシステムの導入を 2 学力向上にeラー

電子機器やインターネッ 北海道のように広域分散 学が独自に開発したe 術大学が連携協定を締結 ラーニングとは、パソコ 貢献する」とされた。 e いて、教育の充実発展に 化した生活環境の中にお ラーニングシステムが、 教育委員会と干歳科学技 ンやモバイル端末などの た。「干歳科学技術大 平成30年2月、北海道

> えるが見解を伺う。 システムの導入を、と考 習内容は、道内の市町村 する事が可能であり、学 所を問わずいつでも学習 利用して行う学習で、場 点からも、 eラーニング 学習機会を充実させる観 る事ができ、児童生徒の もなく学力向上に役立て たものであり、利用負担 導要領に沿って開発され の協力を得ながら学習指 教育委員会と多くの教員 .などのネットワークを

教育長

1. エアコンの整

不適応を起こす児童生徒 るほか、温暖差に対して 電気設備費などが発生す え、エアコンの購入費や 7%に対して、北海道は 設置率は、 査による、冷房設備の 対策と考えている。 をはじめ、学習環境の改 は、児童生徒の健康保持 への対応も必要と考えて 1 施設冷房設備設置状況調 善という面では、 しかし、国の公立学校 9%と低いことに加 全国では41 有効な

> アコンの整備について 重要と考えている。 的な検討を進めることが こうしたことから、エ 関連する部署と総合

町においては、事業承

一今後も

扇風機の設置なども含 さ対策を実施するほか、 これまでも行っている暑 いと認識している。 にある教室の環境は厳し 教育委員会としては、 夏場の気温が上昇傾向

検討を進めている。

育環境の整備をしてき 業で活用できるICT教 ピューターの更新や大型 テレビなどを配置し、授 2 これまで、コン

の整備が学力向上のため とから、ICT教育環境 現を目指すため、教育の には重要であると認識し 情報化を推進しているこ やすく深まる授業」の実 また、 国も、「わかり

ムを学校や家庭で活用す 学技術大学が連携協力し 海道教育委員会と千歳科 ることは、非常に有力な た、eラーニングシステ こうしたことから、北

手段であると認識してい

多くの課題が考えられ ネット環境の整備など、 や家庭におけるインター であることに加え、学校 るための取り組みが重要 徒の学習意欲を持続させ システムを導入するに 有効性を理解し、児童生 しかし、eラーニング 保護者や担任などが

方向性を検討する。 成果や課題などを分析し 入については、 ラーニングシステムの導 たうえで、将来に向けた こうしたことから、 先進地の



共同墓」の設置 ・推進を

問

子どもなどの身寄

思う。急速に進む高齢化 増え、自治体がこの対 引き取り手がいない無縁 を絶った人もいるといっ 必要と思うが、考えを伺 等、お墓の問題を抱える 管理する家族がいない も経済的に無理、お墓を 近年これが現実である。 だろう」と心が痛むが、 容で「なんという世の中 なっている」といった内 りに来ないので無縁仏に 連絡しても誰も遺骨を取 れ「親子・兄弟・親戚に 組で無縁仏などが、大き る。以前テレビの特集番 策に取り組み始めてい 仏になるというケースが に伴い、共同墓の設置が 方は増加の傾向にあると ない、お墓を造りたくて んでいてお墓参りに行け な問題として取り上げら た理由で、死後に遺骨の いるほか、家族との関係 りがない高齢者が増えて 町においても遠方に住

長

いる。 高まっていると認識して の整備に向けての要望が 化の進展に伴い、 少子高齢化や、 共同墓 核家族

■ 質

問

また、家族の多様化に

行った。 られている状況にある。 などのアンケート調査を 施設・設備規模、事業費 置している道内5市町 墓地形態のあり方も求め 様々なニーズに対応した より、社会情勢の変化や そのため、共同墓を設 収容数や使用条件、

るよう努める。 係者との協議なども行 ており、平成31年度中に や具体的な時期等を含 は、 のあり方等の検討を進め 施設の形態や機能、管理 として公共性を踏まえた 教的な中立等、町有施設 墓の規模、設置場所や宗 この結果を受け、共同 宗派・寺院その他関 一定の方向性を出せ 共同墓設置の必要性

子育て支援充実のための **岩内版ネウボラの導入** について

薄化等により、妊娠、出 拠点として「子育て世代 を提供するワンストップ が重要であると考える。 切れ目のない支援の強化 期から子育て期に渡る、 地域の実情に応じた妊娠 と考えられる。このため 不安や負担が増えている 産、子育てをする父母の 化、地域のつながりの希 近年、少子化や核家族 国は総合的な相談支援 が、次の点について伺う。

産後ケア事業も推進して 産前・産後のサポートや 国展開を目指すととも 国は同センターを法定化 の事業を実施している。 掲げており、自治体もこ 版ネウボラ)」の整備を に、地域の実情に応じた 0平成32年度末までに全 出産、 く 2

虐待ケースの報告。

ボラ)の設置をと考える 援センター (岩内版ネウ が、見解を伺う。 4. 子育て世代包括支

ラの構築が必要と考える ない支援の強化を図って 出産、子育てと切れ目の ていると思うが、妊娠、 実に一歩一歩、進んで来 て見守り、切れ目なく総 出産から就学まで保健師 の場所を意味する。妊娠 いくため、岩内版ネウボ 合的な支援を行う。 など同じ担当者が継続し ンランド語でアドバイス 町の子育て支援も、 着

と今後の見通しについ おける産婦人科医の現状 合の近隣分娩医療施設に 1 町民が出産する場

の状況。 子育てに関する相談窓口 る事業の実施状況及び 、子育て支援に対す 町における、妊娠

3 乳幼児を含む児童

子育て支援拠点で、フィ

フィンランドで始まった

ネウボラとは、北欧の

いくとされている。

えている。 後もこの体制が続くと考 院2名となっている。今 おたるレディースクリ ニック1名、小樽協会病 は、倶知安厚生病院2名 1. 本年11月末現在で

当は、本年4月より民生 図っている。 を加え、窓口の一元化を 担当に、子育て支援担当 部保健福祉課の社会福祉 に関する行政組織上の担 2 町における子育て

包括支援センター(日本

いる。 会議の運営などを行って の策定、子ども・子育て も・子育て支援事業計画 ついては、社会福祉・子 育て支援担当では、子ど 具体的な支援事業等に

成、保健センターにおい 診査費用や交通費の助 子手帳の交付、妊婦健康 健康推進担当では、母

> 催している。 相談などの各種事業を開 んひろば、子ども何でも ては、乳児相談、あかちゃ

ている。 等医療費の助成等を行っ 熟児養育医療費や乳幼児 産育児一時金の支給、 医療保険担当では、 未 出

成などを行っている。 支援、子育てマップの作 3. 平成29年度の報告 子育て支援センターで 各育児サークルへの あそびの広場の開

なっている。 虐待疑いを含め、 :数は、面前DV、虐待、 13 件 と

ている。 煙率や死産率、 れらの対応が急務となっ を訴える産婦もおり、こ 調不良や精神面での不調 出生率も高く、 4. 町では、 妊婦の 産後の体 低体重児 喫

くことが、妊産婦や子ど 後ケア事業を推進してい 産後のサポート事業や産 町の実情に応じた産前・ きる体制づくりに向け、 もがどんなことも相談で 虐待予防の面でも、 誰

びつくものと認識してい もの健康を守ることに結

ターの設置を考えてい 子育て世代包括支援セン 健型の事業を実施する、 親子を対象とした母子保 なり、主に産前・産後の 保健師・栄養士が中心と センターを拠点として、 そこで、 町では、保健

る子育て支援センター機 のない子育てをサポート した、より強固な切れ目 には、保健センターと子 する体制を構築していき 育て支援センターが連携 能の充実が図られた場合 合わせ、 その後、 現在検討してい 保育所整備と

開設に向けた、 意見等を参考に、 関係機関、 すめていく。 重要であり、 る中で、町子育て世代包 括支援センターの役割は 出生数が大幅に減少す 妊産婦本人の 先行町村や 準備をす 早期の

本 間 勝 議員 (志政クラブ)

義務教育学校の 設置について

手県大槌町大槌学園、平 察してきた。 立井川義務教育学校を視 の視察で平成29年10月岩 として、社会文教委員会 た。私も教育現場経験者 けた取組等を推進に掲げ 小中一貫教育の導入に向 成と地域の実情に応じた 間を通じた教育課程の編 業として、小中学校9年 針で義務教育学校調査事 成30年9月秋田県井川町 本年度の町教育行政方

そこで伺うが、

されているが町長の見解 認める時に設置できると 上有益かつ適切であると 学校教育法第38条に教育 1. 義務教育学校は

> ど現時点での進捗状況 を行っているがメンバー 委員会を設置し協議検討 町学習環境推進計画検討 と開催回数、 2. 本年4月より岩内 協議内容な

の学校規模は。 ジュールなのか。 のようなタイムスケー かっている。町では、ど 開校までに5~6年か 3_. 視察した2校では 開校時

その人員確保の考えは。 保有者が必要と考えるが 合は、小中学校両方免許 現在ある教員住宅の数 4. 義務教育学校の場

保をしてはどうか。 広く全道から志のあ やる気のある教員確

> 年間の光熱費は。 5. 現在ある4校の3

の校舎や体育館の活用法 場合が考えられるが、他 すべきではないか。 進行で検討協議して活用 旧校舎の活用方法も同時 は。基本計画策定の際 と旧校舎と新校舎併用の 一体型の新校舎の場合

1.

義務教育学校につ

り、財政運営など関連す 的に判断する。 必要と考えており、 る部局において、 的な視点に立ち、町づく を及ぼすことから、長期 受けており、選択肢の一 の町づくりに大きな影響 つと認識している。 設置については、今後 検討が

している。 6回の検討委員会を開催 後、11月末までの期間で 4日に検討委員会を設立 構成され、 PTA会長など、21名で 2. 教育関係者のほ

平成30年6月

の策定を目指すととも 実現性などについての協 設の創設に向けた課題や するために必要となる施 実した学びの環境を提供 の推進を目的とした計画 克服、義務教育9年間の 校への進学に関する課題 議を進めている。 に、施設についても、充 発達段階を踏まえた教育 検討委員会では、中学

協議・検討の経過報告を いては、教育委員会から

方向を施設一体型義務教 討委員会として推進する 子ども像」や「学校像」 などを検討する中で、検 進捗状況は、「めざす

総合

年度に進めるとともに、

基本計画の策定を平成31 ての決定をしている。 や建設候補地などについ での、施設のボリューム 3 基本構想も含めた

時点で想定できる範囲内 育学校の導入と決め、

現

議を重ねることにより、 れる意見などを参考に熟 される案件や保護者など については、部会から出 設立を目指す。 決するための検討部会の 庁舎内に様々な課題を解 詳細な事業計画が明確に に周知を行う中で交わさ 平成32年度以降の計

なっている。 会で検討され、 の推移をもとに検討委員 定した中で、児童生徒数 開校を平成36年4月に想 開校時の学校規模は、 40学級と

なってくると考える。

務教育学校では、 たところ、施設一 有することとなる。 小中学校の両免許状を併 務する教職員は、 4. 後志教育局に確認をし 義務教育学校で勤 一体型義 小学校 原則、

導できるものの、 校免許状で後期課程を指 生しないと考える。 確保についての問題は発 題がないことから、人員 員が所有する免許状で問 を得ており、現在の教職 の併有が望ましいと回答 免許状で前期課程、中学 両免許

小

の戸数は28戸。 いる利用可能な教員住宅 教育委員会が管理して

であることに加え、学校 極めて大きいと認識して 資質能力に負うところが 教育の成否は、教職員の 校の導入を推進すること きく左右する重大な事業 児童生徒の未来を大 町の将来、 一体型義務教育学 さらに

課題に対応のできる教職 についても検討したい。 に進め、これらに対応し 員の確保など協議を慎重 た教員住宅の在り方など 学校教育を巡る様々な

57万円 平成29年度、 年度、約1千5百86万円。 1千4百9万円。平成28 5 平 成 27 年 約1千6百 度、 約

科医師の指示のもと、薬

は 体的な方向性等について た場合、残った校舎の具 新規に学校を建て替え 検討委員会をはじめ、

進めたい 署などと、 様々な部会や関連する部 慎重に協議を

中学校教育の 充実について

問

容と保護者や地域の方々 勤務時間数は。町におけ 策定した。町における、 ける働き方改革「北海道 る業務改善計画の策定内 アクション・プラン」を 教育委員会は、学校にお ・週間当たりの教職員の の理解と協力は。 1 今年3月に北海道

り「フッ化物洗口」が始 液を京極町や共和町にお イドブックに基づき、歯 は北海道フッ化物洗口ガ いるのか。町では、『試薬』 ている状況は、把握して から『医薬品』に変更し いて、今年度より『試薬 化物洗口」に用いる洗口 ける実施状況は。「フッ まったが、後志管内にお 2 町も平成27年度よ

> るのであれば、 変更は考えられないか。 性の高い との認識だが、より安全 剤師が安全計量・分包す 『医薬品』への 問題ない

調査」の結果を受け町の 査内容は。 語の調査が加わるが、 小・中学生の現状と分析 成30年度「学力学習状況 3_. 来年度は中学生に英 具体的な学力向上策 先日公表された平

が必要ではないか。 徒にならない取組の強化 携を深め不登校児童・生 教育委員会・家庭との連 できたケースは。学校 教室に通学し学校に復帰 生徒数の推移は。つばさ 去3年間の不登校児童・

ション・プラン」を策定 ける働き方改革「アク 善に努めることを目的と くいると認識している。 くされている教職員が多 様に長時間勤務を余儀な 職員の勤務実態について し、教育委員会と学校が た、岩内町立学校にお 教職員の労働課題の改 本町に勤務する教 全国の状況などと同

調

4. 町内小中学校の過

> めている。 どを活用し普及啓発に努

2.

公表され

受けている。

取組を推進している。 員の働き方改革に向けた 連携を深めながら、教職

日の設定などを推進する 冬季休業期間の学校閉庁 時退勤日や夏季休業及び 成するため、月2回の定 を目標と定め、 活動で実施することなど や部活休養日を全ての部 る教員をゼロにすること 内容は、1週間当たりの 一務時間が60時間を超え アクション・プランの 目標を達

要であることから、 信頼関係や共通認識が重 推 ムページや学校だよりな 進するためには、 アクション・プランを 家庭、地域などとの ホー 、 学

各町村で使用して

61 把握するには至っていな ことから、正確な状況を いる洗口液の種類は、 たデータは確認できない 式に集計され、 京極町や共和町で試薬

る状況は把握していな 考に試薬を選択した。 科医師会などの意見を参 後志総合振興局や後志歯 いて協議・検討を行い から医薬品に変更してい 化物洗浄剤の安全性につ 学校保健委員会でフッ

変更は考えていない。 ているため、 する問題の報告もない。 ており、これまでの期間、 外の濃度に希釈し使用し が薬局の中で劇薬指定除 は確保されていると考え 洗口液の危険性などに関 洗口液に関する安全性 洗口液は薬剤師 現時点での

より低く、中でも算数 国及び全道の平均正答率 3. 調査結果では、 全

公 数学は低い結果だっ 向上しているとの評価 前と比べ、確実に学力は 行った結果、 後志教育局が分析 岩内町は以 た

行っている。 定着を図る取り組みを い、基礎学力のさらなる 導や補充的な学習を行 につなげ、個に応じた指 ら、指導方法の工夫改善 果と課題を明確にしなが 況などの分析を行い、 童生徒一人一人の解答状 ことから、学校では、児 道の平均に達していない しかし、まだ全国・全 成

指導監などによる助言、 めている。 徒の学力水準の向上に努 提供などを行い、児童生 学力向上に関する情報の かな指導、後志教育局の 援員の配置によるきめ細 教員の定数加配や学習支 教育委員会としても、

のとした内容。 う問題は口述式によるも くこと、読むこと、書く ことについては記述式の **.題とし、話すことを問** 英語の調査内容は、 聞

年度21名、 平成27年度14名、平成28 校児童生徒数の推移は、 平成29年度1

過去3年間の不登

進しているが、過去に学 どに向けた取り組みを推 校へ完全に復帰したケー 通じながら、学校復帰な に応じた学習支援などを 校児童生徒の個々の能力 つばさ教室では、不登

ると考える。 取り組むことができる学 携を図り、早期の支援に る状況が見られた際に え、不登校のサインとな になったケースもある。 2日程度登校できるよう は、学校や保護者、スクー い指導が重要なことに加 添った、きめ細かで温か めには、 通級しながら、学校へ月 校体制の構築が重要であ ルカウンセラーなどと連 不登校の未然防止のた しかし、つばさ教室に 児童生徒に寄り

3

今年で15回目とな

係機関との連携を強化 いる児童生徒が置かれた て、様々な問題を抱えて 現在も実施している関 教職員が一丸となっ

> ルワーカーの導入など、 共に、スクールソーシャ 環境へ指導協力を行うと

進めたい。 についても、 新たな取り組みの可能性 調査研究を

動公園施設の充実と 管理について

把握と今後の対応は。 話も聞いている。現状の が風による倒木、根って ズメバチが発生したとの イ松がうっそうと茂りス の状態で点在したり、ハ よりめくれあがったまま 1. 運動公園内の木々

公園施設の利用状況は。 2 過去3年間の運動

か。 ą り、毎年小樽望洋台サッ なり古く危険な状態であ サッカーゴール1組がか ルの購入年月日はいつ ると聞いている。現在あ カー場より運んで来てい 会の3会場で使用する る岩内町長杯全道少年し 10サッカー南北海道大 少年用サッカーゴー

石灰によるライン引き

5 も高額ではないことか きと考えるがどうか。 理にもっと力を入れるべ ために設備投資や維持管 に素晴らしい大会にする ラインカーは、 カーゴールやペンキ式の た経緯がある。少年サッ で芝の盛り上がり補修し 新規購入し、今以上 金額的に

年度4種公認の施設に格 が、現在の公認は。 は、5年毎に施設の見直 下げとなった。公認申請 和57年2種公認、 しをすると聞いている 4. 陸上競技場は、昭 平 成 19

いるか。 状況はどのようになって なった備品の保管・廃棄 わったと思う。 品の設置要綱も大きく変 の格下げにともない、備 2種公認から4種公認 使わなく

町

数日のうちに撤去してい 危険性が高い9か所は 用上の支障がある場合や か所でも倒木があり、利 所で被害が発生、 台風21号により、 5日にかけ町に接近した 1. 本年9月4日から 園 内 12

は、 現時点で残された倒木

理に努める。

2

ことや、緊急性がない状 を待って撤去する。 て重機が走行できる時期 況なので、雪を踏み固め 対策すると費用がかさむ の支障があり、 走行で芝生を傷めるなど 撤去に必要な重機の 敷鉄板で

で、 りな剪定が必要な場合は 別発注している。 定しているほか、大がか を確認、必要に応じて剪 は、 園内の樹木の維持管理 園内を見回り、 これまでも委託業務 植生

見回りによる確認を徹 倒木も懸念されるので 期のカラス、暴風による 的措置も含め的確に対応 事象を迅速に把握、 底、強化し、園内の問題 ほか、景観の悪化や繁殖 しかし、スズメバチの 予防

計は1万4,

するなど、適正な維持管

2,931人で、全体の 644人、多目的広場が 場が4,009人、サッ 2, 308人、陸上競技 057人、多目的広場が カー・ラグビー場が5. 場が4, 169人、サッ 道場が52人、野球場が カー・ラグビー場が5 が2,474人、陸上競 カー・ラグビー場が4 道場が58人、野球場が 計は1万3,461人。 2,846人で、 1,081人、陸上競技 計は1万5,358人。 2, 931人で、 437人、多目的広場が 技場が4,009人、サッ 道場が125人、野球場 コートが292人、弓 コートが256人、弓 スコートが382人、 平成29年は、テニス 平成28年は、テニス 平成27年は、 2 4 2 人。 全体の 全体の 弓

臨時的に陸上競技場1面 カー・ラグビー場2面、 3 大会では、 サッ

の計3面のフィールド 使用する少年

しくプレーできるよう努 ンディションを保ち、楽 施薬を実施し、良好なコ 目土散布、 ほぼ毎週の29回実施し、 を1回、芝刈り込みは、 法によるエアレーション 肥は4回、土壌軟化施工 実施しているが、今年度 の助言を基に委託業務で の芝の管理は、専門業者 を把握し、検討する。 灰との性能差や効果など ラインカーの購入は、石 いない。なお、ペンキ式 加購入することは考えて 年用サッカーゴールを追 でであるので、 カーフィールドは2面ま グビー場は少年用のサッ る。また、サッカー・ラ 障がないと認識してい 側 り、不足の1組は主催者 7月17日購入の2組であ サッカーゴールは、 は、芝の水やり15回、 備品としては平成21 が用意し、開催には支 サッカー・ラグビー場 種子の追播、 現在、 施 少

大会が開催できるよう、 今後とも良好な状態で めてきた。

引き続き、サッカー・ラ グビー場の適切な設備投 維持管理に配意して

> 時期に処分したい。 いため、できるだけ早い

非公認になっている。 さらには昨年11月以降は 成19年には4種公認に、 年に3種公認に変更、平 認され、その後、平成9 和57年の新設時は2種公 陸上競技場は、 昭

よる。 要な設備や備品等の基準 を満たせなかったことに これは、 公認継続に必

廃棄している。 できる備品は倉庫に保管 棄するのではなく、使用 なので、直ちに備品を廃 施設を維持していく方針 務づけられないが、 の場合は備品の設置が義 目や数量が減り、 義務づけられる備品の品 認となった際は、設置が 認、3種公認から4種公 なった備品は、 2種公認から3種公 使用に耐えられなく その都度 非公認 現有

しているが、傷みが激し 年ホーム体育館にて保管 棒高跳び用のマット 以前から旧勤労青少

泊原発のずさんな点検体制に疑問 危機管理意識の欠如が 不良機器の放置に





質





起動しない事象が発生し 操作をおこなったところ ため中央制御室から起動 中の泊発電所3号機にお 発電機について試運転の いて点検していた非常用 内容は11月9日、停止

状態で点検をパスしてい 用ディーゼル発電機の制 続不良が認められた。 子のうち1本の端子に接 御盤内にあるリレー端子 台に接続される2本の端 9年間、 原因調査の結果、非常 取り付け不良

たことになる。

とホームページに掲載し 北海道電力株式会社は 上の制限逸脱について」 る保安規定に定める運転 「泊発電所3号機におけ 2018年12月7日、 憤りを感じている。 者の危機感のなさに強い 持っている住民は、事業 原発の安全性に不安を 再稼働の賛否を問わず

賛成反対以前の問題とし いるのか。 てどのように受け止めて る姿勢を町として再稼働 1. 北電の安全に対す

お粗末な姿勢、危機感の 安全管理へのあまりにも したのか。 なさに抗議や申し入れを また、北電に対しては

たとしたらその期間など 時期はあったのか。あっ 可能な1台が分解点検の いるのか。停止後に稼働 2 台で何ヶ月を規定して 分解点検の期間は

うがいかがか。 町として確認が必要と思

うしたミスは北電から聞 いていないのか。 3 1・2号機でのこ

定されているのではない 本の接続を確認するよう に点検マニュアルでは規 4. リレー端子1本1

非常用発電機など作業員 を受けているのか。 電機の検査方法や点検マ の月1回の点検では何を に町は北電などから報告 点検しているのか具体的 ーユアル、検査項目など、 定期検査での非常用発

起動操作で行われている 動検査は中央制御室から 5 非常用発電機の起

行っていると聞いている 盤での目視はどのように 状況、目視確認など制御 ようだがリレー端子接続

え、どのような対応をす るのか。 としてこうした保安規定 電機の安全確認は誰が行 の逸脱をどのように考 が最終的にするのか。町 い、その検査の責任は誰 6. 点検した非常用発

動かす等という以前の問 外れて不備が露呈したと 信頼性は地に落ち原発を や定検作業というものの 定していなかった端子が ため配線を引っ張り、固 作業員が緩みを確認する いうのであれば定期検査 7. たまたま、今回



議員(日本共産党議員団

伺う。 題では無いのか、所見を

している。

ないのであれば期間をか か。町として具体的に聞 けて何を点検しているの 基づき点検が行われてい いる会社のマニュアルに く必要があるのでは無い ンテナンスをおこなって 非常用発電機のメ

見を伺う。 機管理のあり方など改め て求めるべきと思うが所 て総点検するなど町とし のあり方など徹底した危 による周辺町村への報告 点検のあり方、北電 定期検査のあり

動することを確認してい

では、発電機が正常に起 を実施し、月1回の点検 いることを確認する検査

るとのことである。

9

ディーゼル機関及び制御

また、分解点検では、

とのことである。

確認する手順としている

後、技術基準に適合して 盤の点検等を行い、その

て本事象を重く受け止 ころであり、事業者とし 開などを強く求めた。 さらに迅速な情報公 原因究明、再発防止 大変残念に思うと

きなかったと聞いてい

付不良に気づくことがで

手で確認しているが、取

スに緩みが無いことを触

の定期検査では、締付ビ

5. 納入時及びその後

るなどを、 中も分解点検の時期はあ 度の期間で実施し、停止 1基当たり30日程 町として確認

り、構成する設備が機能

の責任で行うものであ と検査については、北電

6

発電機の安全確認

ビスの緩みが無いことで 持されていることを締付 いが、端子の健全性が維 続を確認する手順ではな 端子1本1本の接 問題ないと聞いて ているとのことである。 や再発防止策などの指示 及び岩宇4町村と協議し よう、町として、北海道 に対し、真摯に対応する される規制委員会の判断 を各保守主管課で確認し 維持した状態にあること 北電には、これから示

いる。

4.

3

いるとのことである。 7. 8. 発電機の制御

真摯に対応するととも め、これから示される規 に、速やかな情報提供と 制委員会の指示に対し、

定期検査や点検の適正な 9. 原子力発電所は、

ながら取り進める。 措置、

別の部屋に設置し振動に ル機関の振動が制御盤に ことが無いか、確認して 重要な端子が緩んでいる い、制御盤の点検時でも、 ついては十分な配慮を行 伝わることが無いよう、 盤については、ディーゼ

発信を求める。 町としては、北電に対 本事象を重く受け止

するものと考えている。 いかなる事情があれど 安全性が全てに優先

> める。 係町村と連携しながら求 に努めるよう北海道や関 など、速やかな情報公開 対応と、是正措置、予防 ら、北電に対し、真摯な 調査結果等を踏まえなが あり、規制委員会による 安定運転に繋がるもので 実施による不断の努力 、原子力発電所の安全 再発防止策の報告



3.

有数と割合は。

うに推移しているのか。 われているのか。 また、その数はどのよ

高くて払えない国保税 安心して払える国保税に 「資産割」「平等割」 「均等割」の廃止で

質 問

域連合123保険者の中 で収納率は改善されたの 直近の全道町村広

の方の割合は。 所得階層100万円未満 ける新規滞納者のうち、 2. 現年度課税分にお

を受けている世帯の推移 国保税の軽減判定

者数の推移は。 4. 平成30年度の加入 国保加入

や資格証明書の発行は行

われるがいかがか。 ための制度とする時に実 把握してないとしている 定例会では職業の割合は 主の職業構成別割合は。 態を知ることが大切と思 が国保税収納率を上げる また、2017年6月 町の国保加入世帯

に推移しているか。 年前と比較してどのよう 加入世帯の平均所得は30 当たりの保険税は。また 7. 町の被保険者1人

てくるのも必然では無い 険税や収入の減少から払 多くなっている。高い保 税になり、滞納世帯が出 いたくても払えない国保 反対に保険税は5万円も 得も50万円近く減りその 8 加入世帯の平均所

5

短期保険証の発行

長会、 町は全国知事会、全国市 料並み」に引き下げるた 求めているか。町の対応 の増額を求めているが、 めに国保の定率国庫負担 税を「協会けんぽの保険 同じく国庫負担の増額を 全国町村会などと

保険料算定である。 等割」「平等割」という な要因になっているの などの被用者保険と比べ は、国保にしかない「均 て、著しく高くなる大き 国保税が、 協会けんぽ

300万円30歳代の夫婦 は。 所得、家族構成を比較し と子ども2人の保険料 0 た場合の保険税の推計 10 国民健康保険で同じ 用者保険で所得 協会けんぽなど

重課税となっていること 方式のうち資産割は、二 から廃止は当然である。 自治体独自の軽減で高 11 所得割、 平等割の課税4 資産割、

> うべきでは。 い国保税の引き下げを行

> > しても均等割の独自軽減

263世帯、

全国知事会は国保

安くするべきでは。 の軽減に資するため4方 式から外し高い保険税を 向上や加入世帯の保険税 **切等割」を、収納率の** 12.「資産割」「平等割

にすべきでは。 である。これを廃止し、 担にしている最大の要因 家族が多い世帯に重い負 して所得に応じた保険税 ほど国保税は引き上がる 逆進的な負担」をなく | 均等割」が低所得者や 13

か。 判断でできる」「生活困 を町として確認している ているが、こうした判断 減は問題ない」と答弁し 窮者への自治体独自の軽 般会計の繰入は自治体の 道府県化」実施後も、「一 14 厚生労働省は、「都

半減する保険税で、町と み」は、現在の国保税が 一協会けんぽの保険料が 15 均等割を外して

> 等割を4方式から外し、 ではないか。 払える保険税にすること 高くて払えない保険税を 援でもあり、資産割・平 を進めることが子育て支

子どもの数が多い

ている。 分における新規滞納 合は、59

世帯、 26 年度₁, 3 国保税の軽減判定 平成28年度1. 329世帯、

保

ある。 90%台になったところで 22%で、 税の収納率は、 で80%台だった収納率が 位ではあったが、これま 連合123保険者中最下 年度現年度課税分が90 1. 町における国 全道町村広域 平 成 29

のうち、世帯所得金額 は157人であり、そ 100万円未満の方の割 日現在での現年度課税 2 平 成 87%となっ 30 年 12 月 者 12

平成27年度1,315 を受けている過去5年間 世帯数の推移は、平成

比率は年々高くなってお 年度1,238世帯と年 ものと考えている。 り、 国保加入世帯数の割合の 度により変動はあるが る世帯数の割合は増える よるが、軽減判定を受け 今後の経済状況にも 190世帯、平成30

19 2, 在における加入者数は 4 5 9 %。 476人で、 平成30年11月末現 割合は

未加入対策の強化に伴 平成29年度2,720人 る。 間労働者への社会保険加 険制度改正により、短時 成28年10月施行の社会保 と、人口減少に加え、平 平成28年度2,886人、 成7年度3,114人、 向は続くものと考えてい 業所における社会保険等 入の適用拡大や、各種事 加入者数の推移は、 国保加入者の減少傾 亚.

定め、 は、町独自で交付基準を や資格証明書の交付に 5 納税折衝の取れな 短期被保険者 証

平成29年度 度は79世帯、 年度は48世帯、 被保険者証は、

ら特定できない。 職業までは申告の情報か は、給与所得、

8

町

を含む全国

0

減少する中、

高齢者の割

|健康保険は被保険者が

業0人、自営業1人、 している。 定められ、 その内訳は、農林水産

連動しながら、 状況などの情報を集約・ 詳1人となっている。 区分や滞納している世帯 こうした世帯主の職業 引き続き

用者17人、無職15人、

ている。

被 不

度は115世帯、平成28 行っているもので、短期 の来庁を促す手段として い滞納者に対し、窓口へ は、これまで交付したこ 資格証明書 平成27年 平成29年

7.

平成30年度にお

のの、当該納税義務者の などの区別はしているも 税義務者の所得について とはない。 6. 税の申告では、 営業所得 納

> 較できない状況である。 現存しないことから、比 ために必要な調査結果が

帯の平均所得について

なお、30年前の加入世

は、当該数値を算出する

税は、8万4,851円。 る町の1人あたりの国保

で抽出することと要綱で 保険者数が1万人未満で 康保険実態調査」は、被 年実施している「国民健 者34名の状況を国に報告 あれば50人に1人の割合 また、厚生労働省が毎 町の国保加入

> 後の医療費の増加に対応 水準が低いことから、今 合が高く、加入者の所得

講じるよう、 において実効ある措置を あることから、 盤の拡充・強化が必要で できるよう、国保財政基 安定的かつ持続的運営が 11 の引き上げが求められて するため、 このためには、 る。 国庫負担割合 国に要望し 国の責任 国保の

保障審議会において、 負担能力に応じた負担の の医療保険制度も含め、 また、 現在、 玉 『の社会 他

国保税の収納率の向上に 14

努める。

あり方などが検討されて いると承知している。

11

12

13

民健康

いては、 るため、国が責任を持つ 体」と「国」との協議 国知事会の「地方三団 制度とするため、全国町 会を通じ、 ても引き続き北海道町村 て財源を確保することを えうる財政基盤を確立す 今後の医療費の増加に耐 を最低条件とし、さらに、 400億円の国費の投入 で確約された、毎年3 村会や全国市長会、全 民健康保険を持続可能な える重要な基盤である国 充を求めていく。 対し国庫負担の更なる拡 強く求めており、町とし 国の公費負担につ 国民皆保険を支 全国町村会に

なり、 22万1, 400円を被保 計算すると、概算で年額 6 険税では、 険者が負担することに 険の保険料額表を参考に 版健康保険・厚生年金保 で、協会けんぽの北海道 00円となる。 町の国民健康保 質問の家族構成 年額43万4,

しかし、昨今の国保加

る保険税を確保するに

されている。 の加入者に「均等割」と 法の定めにより、すべて 民健康保険法及び地方税 保険料及び国民健康保険 税の算定については、 「所得割」を課すことと 国

論 る国保基盤強化協議会や うした制度のあり方につ 均等割保険料及び税を軽 町村会や市長会、知事会 ものと考えている。 社会保障審議会などで議 いては、国が設置してい 創設を要望しており、こ 減するための支援制度の と連携し、子どもに係る 検討がなされていく

数であった。 者の中心だったことか 保険者が賦課しており については、道内全ての されており、「平等割 産割」は、自治体の判断 式を採用する自治体が多 及び自営業者が国保加入 資産を有する農林水産業 で課することができると 「資産割」は、かつては また、「平等割」と「資 資産割を課する4方

> る 保険者も増えてきてい であるため資産割を除く は、資産割を除く3方式 た道の示す標準保険料率 入者の状況を踏まえ、ま そうした観点では、今

ていかなければならない も含め、地域の実情に ものと考えている。 合った税率改正を検討し 後、資産割を除く3方式

「均等割」に関しては、

賄い、単年度の収支を均 ると認識している。 衡させることが原則であ 方々の保険税や保険料で 康保険に加入されている て必要な支出を、国民健 険特別会計は、原則とし が、市町村の国民健康保 については承知している 14 厚生労働省の発言

町独自で税率を軽減し、 ればならないものと考え その補てんを一般会計か ている。 点からも慎重に行わなけ 別会計の財政健全化の観 会計及び国民健康保険特 ら繰入することは、一般 律に引き下げ、これを 保険税や保険料全体を

> る。 で格差が出ている要因の と「国民健康保険」の間 ており、「協会けんぽ 分を負担することになっ 外は会社側が保険料の半 度では、国民健康保険以 一つであると認識してい 15 現在の健康保険制

があるものと考えてい 様に議論することは無理 ら、これを一自治体で同 計に違いがあることか では、保険制度全体の設 険である国民健康保険と を対象としている地域保 加入していない地域住民 金受給者など職域保険に としている職域保険の 加入企業の従業員を対象 つであり、自営業者や年 また「協会けんぽ」は

保加入者のうち、所得割 とは、国民健康保険法施 が賦課されている割合は すること、加えて町の国 れている賦課方式に抵触 行令及び地方税法で示さ 式を所得割のみとするこ そこで、現行の賦課方 36%であり、これ

> 大きな負担を負うことに は、一部の加入者のみが

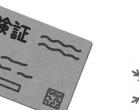
らず、平成29年度末で 入れをしているにも関わ 健康保険特別会計は、一 1千780万120円の 般会計からの法定外繰り また、これまでの国民

の減少によるものであ その要因の一つが保険税 累積赤字を抱えており、 て、

で医療給付費等に対応す

も含め、 えている。 時期に来ているものと考 れていないことから、4 が平成20年度より見直さ ではあるが、現行の税率 たった税率改正が必要な 方式の賦課方式のあり方 計を運営することは困難 式で国民健康保険特別会 こうした状況下におい 所得割のみの賦課方 総合的視点に

るよう努める。 的かつ安定的に運営でき 健康保険特別会計が持続 いずれにしても、国民









平日の延長保育をなくし フ時30分から18時を保育時間に |も半日から平日と同じ保育時間 へ拡大し利用者ニーズに応えよ

問

ると、全体で利用率は 数は保育所定員数から見 全般的に子ども達が集 3%である。 現在の保育所児童

持ち出しがかかること 料金以外に延長保育料の 1日から施行され、保育 施要綱が、平成27年4月 ると考えているか。 まらない問題がどこにあ に。この施行までの経緯 はどのような利用者要望 岩内町延長保育実

たのか。 ことを把握していなかっ 時間に対して、地域の状 に応えようとしている。 況に合わせて住民ニーズ 3 町は利用者要望がある 近隣町村では保育

把握していたとしたら

るのか。 善点はどこにあると考え

30分から12時45分までと 決まったのか。 しているが、この時間帯 へのシフトはどのように 4 土曜日は午前8時

央保育所において実施し るべく土曜交流保育を中 ているが利用状況は。 5. 住民ニーズに応え

生活実態はどのように なっているか保育所は把 態や土曜日の子ども達の の親の土曜休日の勤務実 日は休みの方達か。 握しているのか。 もの親は皆、職場は土曜 所しない3保育所の子ど 各保育所毎の子ども達 6. 土曜交流保育に登 取り組め無い問題点や改

者から改善要望は出てこ

7. 土曜日の保育利用

ないのか。

がらないのではないか。 保育利用者の増加につな 保育時間の設定が土曜 社会文教委員会では、

要望など74件のアンケー 10月31日から11月20日に を行い「保育所の整備、 トを回収した」と報告し かけて保護者アンケート

平日の時間延長、土曜日 の平常保育はニーズとし てでてきているか。 8. アンケートの中に

からか。

子どもを保育所に連れて の始業時間では8時前に 間は午前8時だが、8時 行かなければならない。 9 多様なニーズに応える 町の保育所開所時

> は ためには検討も必要で

べきと思うがいかがか。 様々なニーズにきめ細か く応えて行く保育所にす 利用者が使い勝手の良い 会・住民懇談会を行い、 育て会議や保護者懇談 検討と執行に向けての子 10 きめ細かい対応の

町には、ふたつの私立幼 の中で保護者の方が働き 稚園が開園しており、そ 児の人口の大幅な減少 のと考えている。 幼稚園を選択しているも 方などにより、 な要因であるが、加えて が、入所児童数減少の主 町の0歳から5歳 保育所と

きるよう要綱を定めたも 国が進めている子ども・ は、 保育時間を延長し利用で 迎えに来る場合などに、 で、 定を受けた時限を超えて れた児童の保護者が、認 子育て支援新制度の中 2. 延長保育の導入 利用者要望もあるが 短時間保育に認定さ

の。 延長保育料は、保育料

の記録は、 求めることとした。 ることを踏まえ、利用す 保育の利用が臨時的であ る保護者に相応の負担を を設けていること、延長 3.

平成29年4月施行の改正 望が2件で、これを受け、 延長し、 曜交流保育の時間延長希 時間延長希望が3件、土 41件と最も多く、早朝の 時間を希望する回答が 午後5時30分以降の迎え は、夕方の保育時間で、 た夕方の保育時間を30分 時に、最も要望が多かっ に係るアンケート調査で 育所保護者への保育時間 午後6時までと

確認できない。 時間の詳細な決定経緯は の記録がないため、 文書の保存年限上、 4. 土曜交流保育は、 開所 過去

で標準時間と短時間に差 平成7年が6.7人、平 成28年が9.5人、平成 数で、平成25年が6. 人、平成26年が8.3人、 5 1日平均の利用 人

29年が9.7人。

把握していない。 や子ども達の生活実態は いない保護者の勤務状況 しているため、利用して 者の申込みで保育を提供 は、利用を希望する保護 6. 7. 土曜交流保育

限上すべては残っていな

利用者要望の過去

文書の保存年

いが、平成28年7月の保

ていない。 がっていないか確認でき 定が利用者の増加につな などは出されていないた や母の会でも具体な要望 改善要望は、保護者面談 め、現在の保育時間の設 また、土曜交流保育の

延長が7件。 の保育時間の延長が をいただいた中で、平 件、土曜交流保育の時 8. 74件の意見・要望 8 H

調査では、始業時間の拡 たが、今回のアンケート 育時間の延長を図ってき 間は、これまで夕方の保 9. 10 平常の保育時

め新たな保育時間の設定 り、終業時間の延長も含 の検討を要すると考えて 大を求める回答も3件あ

ニーズにも応えていくた 保護者の求める多様な 基幹的な保育所として、 立保育所の役割も意識 求める保育ニーズと、公 している。 めの検討を進めることと 子育て支援を担っていく 産業形態など、保護者が や働き方の多様化、 新たな保育所が町の 女性活躍の推進 町の

要となること、これに合 新たな保育士の確保も必 するなどの課題も懸念さ わせ財政的な負担も増大 ニーズに対応するには、 一方で、様々な保育

ども・子育て会議や保護 これに伴う人的・財政的 後の町における公立保育 い方向性を示していきた 者説明会などで、より良 負担等も含め、岩内町子 所の役割、保育ニーズと、 こうしたことから、今

岩内町特定用途制限地域内における 建築物等の用途の制限 条例(案)、岩内町水資源保全条例(案) 関する

と観光振興について

問

か。 シーズンの利用実績で にあると町は考えている である。その原因はどこ 報告され、的外れの計画 ıţ は1割に満たなかったと 1 アジア富裕層の割合 2017年スキー

6万5千円か。リフトの たが、 と同じか。 シーズン券の価格は前年 をメインに取り組まれ 2 町民も1日料金 キャットツアー

いるか。 由は。地代金は請求して 償で貸し付けしている理 は町有地で、リフトを無 3. リフト周辺の土地

> 域内における建築物等の 用途の制限に関する条例 (案) では

キロを予定しているか。 心は何処で、半径は約何 4. リゾート地区の中

おくべきでは。 きるように条例で定めて 外壁の色などの規制がで なわれないように看板の 大きさやホテルの高さや 5. 町や山の景観が損

(案) では、 岩内町水資源保全条例

ては、 定はしているか。 の意見を聴き、地域の確 6 岩内町環境審議会 地域の指定につい

町で該当する地域はどこ 水源保護地域は、

岩内町特定用途制限地 か。

当するか。 は、どのような地域が該 8

新雪滑りコースを造ろう した理由は。 としているが、 町が同意

場合、登山道への影響は。 影響が生じた。新しくス 山道にルート変更などの のため、6合目までの登 キーのコースが造られた 10 過去にリフト設置

いる。 で起きる水害や漁場への る面積の割合は増加して 岳のスキーコースが占め 影響についての見解は。 森林の伐採が原因

> められている。町の考え 興だけにとらわれず、バ ランスの取れた施策が求 と言われている。観光振 12. 「山は海の恋人」

水源涵養保全地域

9. 第6リフトの上に

11 町から見える岩内

はどこにあるか。

ると判断している。 営方針を定めており、 別傾向などを分析して運 としても妥当な計画であ 特徴や北海道観光客の国 事業者はニセコの 町

金は、 価格である。 シーズン券は前年と同じ なっており、リフトの 2. 一律6万5千円と キャットツアー料

場としての役割を担うこ も同様の理由で無償貸付 ている。地代金について とを大前提とし、町の支 営継承後も、 としている。 援策の一つとして実施し 3. 民間資本による運 町民スキー

東端をおおよその中心と メートル、東西約1.5 して、南北約1.5キロ 4. 町道円山循環線の

エリアを予定。 キロメートルの多角形な 5.

性も含め検討していく。 規制が適正か、その必要 くため、町としてどんな その制限範囲を超える、 用など考慮して進めてい 域全体の秩序ある土地利 や自然環境との調和、地 とは分けて考えるもの。 的のいわゆる「景観条例 良好な都市景観形成が目 るため条例設定するが、 体の条例で定める」とあ 途制限内容は地方公共団 景観条例は、 建築基準法で「用 山岳景観

辺を想定している。 る町水道や湧水の水源周 地域は、 6 7. 町内に数カ所あ 8. 水源保護

想定している。 農地や山林が多い地域を 市街地ではなく、比較的 水源涵養保全地域は、

るものではない。 階で具体的な地域の場 定するものであり、 例の施行後、 の意見を聴いたうえで決 いずれの地域も、 範囲等が確定してい 環境審議会 現段 本条

ている。 推進されるものと期待し 押しすることで、 事業運営の魅力向上を後 強化や安全性向上など、 ト開発全体の計画がより リゾー

キャットツアーの

るため登山道への影響は 内岳の東側に位置してい たな圧雪車の通路は、岩 10 計画されている新

制と、観光振興の両面に ている区域でもある。 地区として位置づけされ 配慮しつつ、リゾート計 北海道森林管理局により で、観光資源の観点では、 であると認識している。 好な環境保全は大変重要 討を進めてきており、良 係条例の整備に向けた検 の立ち上げ段階から、 「レクリエーションの森」 自然環境に配慮した規 秩序を確立していく中 関

施設一体型義務教育学校 は諸課題解決の方策に なるのか

問

ういうことが挙げられる 主なものは、それぞれど 校の教育上の課題、中学 校2校の教育上の課題の 今現在、小学校2

か。 ば解決するのか。 体型義務教育学校になれ 校や中学生の数学の学力 ıţ の底上げなどは、施設一 で解決できるとする理由 2. 特に、急がれる不登 具体的にどこにある 一体型義務教育学校 1で挙げた課題を

か。 うな構成になっている 成されているが、どのよ 画検討委員会は21人で構 3 町学習環境推進計

の経緯は。 育学校」と決めたが、そ 会で「施設一体型義務教 4. 3回目の検討委員

引き続き支援していく。 画が推進していくよう、

> のはなぜか。 施設を決めることにした ジョンもなく、はじめに 去りに、教育の理想やビ 児童・生徒を置き

型義務教育学校の視察・ を組むべきでは。 できるように、町は予算 700人程度の施設一体 **研修をして十分な検討が** 6 検討委員会では、

リゾート計

画

か。 それらは決まっている しての方向性の確認と なっているが、今現在、 建設候補地の選定、町と 7. 10 月、11月では、

考えている。

ある課題を、 すべきでは。 などの支援を受けて解決 8 今ある校舎で、今 後志教育局

平成28年4月に制度が創 設されたばかりなので、 9.

> では。 それを実施している学校 育学校を設置することが は十分な検討をすべき時 の視察・研修をして、今 10 施設一体型義務教

ギャップなどの解消に努 題は共通しており、学力 家庭環境の改善や中 定着。不登校関係では、 を活用できる学校体制の 係では、児童生徒の情報 向上関係では、 めることのできる学校体 体制の確立。 通した一連の流れで、統 した学習ができる学校 1. 小中学校の主な課

抱えている。 ながら指導できる教育環 関係では、 境の構築などの諸課題を た指導のもと、寄り添い

義務教育学校は、

るとするならばその理由 教育上有益かつ適切であ ると判断できるか。でき

問題行動関 9年間を

9年間継続し 特別支援学級 4.

した内容となるが、学力 2. 検討委員会で協議 小中一貫教育の推進と決

対して、専門性の高い授 中学校の教職員が児童に 向上関係では、 用した授業展開が可能と 業を展開するなど、柔軟 な教育カリキュラムを活 例えば、

きる。 なり学力の向上が期待で 問題行動関係では、

及び抑制に期待できると ける教育の諸課題の解決 期待できるなど、町にお リズムの変化などストレ の向上が期待できる。 題行動の抑制や規範意識 活用することにより、 童生徒の情報をリアルタ プなどの不登校の抑制が れによって、中一ギャッ スの軽減が期待でき、こ イムに教職員が共有 不登校関係では、生活 児 し、 問

PTA会長などで構成さ は、教育関係者のほか 3. 検討委員会の委員

制の構築。

ために有効な学校経営を と、生きる力を育成する 貫した教育方針のも 検討委員会では、

> 学校の導入を決定した。 を可能とする施設とし 合した学校マネジメント 定し、小中一貫教育に適 施設一体型義務教育

ということではない。 町の教育方針を基準に設 徒を置き去りにしている で、 本構想案を作成したうえ の根底となる学校経営基 をもとに、教育ビジョン や「めざす学校像」など 定した「めざす子ども像」 ら、教育の諸課題や小中 るべきかという観点か きる教育環境とはどうあ 教育効果を十分に発揮で 議を進めており、 貫教育の関連性、 5 施設の形態などの協 検討委員会では、 児童生 道や

する部署と協議を進めた していることから、 の情報収集などを行うた 入や課題を解消するため めには重要であると認識 6_. 教育課程の円滑な導 先進学校の視 関連

対策、 7. 周辺の環境や通 安全対策をはじ

いる。 関する優先度を決定して として選定し、 地を、総合的視点により 選定することを基本方針 た施設としての建設候補 め、学べる環境に配慮し 候補地に

いては、 ての確認事項ではない。 について、道教育委員会 後の方向性、支援の有無 画策定時の注意点や、今 学校に関する長寿命化計 育学校も含めた、既存の また、 8 施設一体型義務教 検討委員会とし 町の方向性につ

事業であると認識してい 討委員会や保護者、教職 教育委員会としては、 重大な事業であるため、 の未来を大きく左右する 来、さらには、児童生徒 にし、情報収集に努める。 する機関などと連携を密 育学校の導入は、町の将 町民などで実現する 施設一体型義務教 · 検

こうしたことから、関

り組んでまいりたい。 を進め、慎重に事業に取 ゆる角度から協議・検討 連する部署などと、あら

佐

(市民自治を考える会)

子供会の現状と

これからについて

受けており、選択肢の一 協議・検討の経過報告を いては、教育委員会から つと認識している。 10 **E**J 義務教育学校につ

り、 断していない。 おいて、設置について判 る角度からの検討が必要 る部局において、あらゆ 的な視点に立ち、町づく と考えており、現段階に 設置については、 財政運営など関連す

言を受けている。 及び後志教育局から、

われている。

助

今後についても、関連

解決する力を身につける さの形成につながるとい とともに心身のたくまし け合う力・課題をともに び」を通じて、仲間と助 異なる年齢の集まりとし て、自主性を重んじ、「遊 子供会は、

行うことが困難になって 会が本来の目的と活動を 習い事など子供を取り巻 いる少子化、部活動や塾、 く環境の変化等で、子供 しかし、急速に進んで

もいなくなっているのが る。そのためにも指導者 が必要だが、そのなり手 支配される危険性もあ く、力の強い子供により の集まりなので視野も狭 訓練を受けていない子供 子供会は、まだ社会的

現実である。

質問

地域の中で

いる。 を対象に交付するとして ら中学校3年までの人数 250円を小学校1年か 成奨励金として1年に 励金として千円以内、育 設立促進のため、 励規則があり、子供会の 町には岩内町子供会将 設立郷

5年の推移は。 1. 子供会の数の過去

は。 る人数の過去5年の推移 2. 子供会に入ってい

奨励金はいくらか。 3 今年交付している

成をどのように考えてい 奨励していく立場で、今 後子供会の設立および育 4. 町として子供会を

るのか。

数は、 29年度は5団体、 年度は4団体、134 人、平成27年度は5団体 交付した子供会の数と人 5団体、 139人、平成28年度は 189人、平成26 平成25年度は6団 2. 育成奨励金を 126人、平成 1 1 8

で124人に対し、 1千円交付。 3. 今年度は、5団体 3 万

動を支援するため、各子 されており、こうした活 町内会・自治会の中で組 などの子供会活動が実施 や夏祭り、クリスマス会 織され、主にラジオ体操 4. 本町の子供会は各

供会に奨励金を交付して

いる。

どにより子供の数が減少 を開催している。 り、小学生玉入大会など 連絡協議会の主催によ め、岩内町子ども会育成 会の連携や交流を図るた ている状況から、各子供 し、子供会活動が停滞し また、近年は少子化

供会の設立・育成は、子 治会における子供会の活 ことから、各町内会・自 い町内会・自治会もある 活動を休止せざるを得な 供数の減少により子供会 を継続するとともに、子 子供会への奨励金の交付 る相互間の連携・交流や、 /励するよう努める。 今後も、本協議会によ 伏況を勘案しながら、

岩内町地域公共交通 いわない循環バス **ノツタライン)について**

問

を経て、平成28年10月 からいわない循環バス 通手段として、実証運行 ノッタライン」が運行 町民の生活の重要な交

1. これまでの乗車実

更したのか。 が、どのような理由で変 ルートを変更している 2. 12月1日より循環

バス岩内円山線が廃止さ 廃止による影響は検討し バスからいわれたのか、 れたが、廃止はいつ中央 たのか、その検討結果は。 3. 本年3月末で中央

利用して通院や買い物を 団地には円山線のバスを していた方もいる。 円山近くのアリスの里

> 代替として週に1~2度 図るため、円山線廃止の スの里団地町内会との話 通院や買い物の利便性を ものか。そのためにアリ 高齢者などの交通弱者の でも循環バスを廻せない し合いはできないのか。 4. 自家用車を持たな または利用できない

すべきではないか。 系統確保を図るために ので、地域内フィーダー 共交通手段がなくなった 施に向けて積極的に検討 5. これまであった公 移動の足の確保の実

留所の数を選定したうえ 店への循環を念頭に、停 に止まることになってい できないのか。 での運行を考えることは 時間半ごとに各停留所 6 共和町にある量販 新時刻表を見ると

て存続困難であると判断

ら平成29年9月までの 3万4千793人。 合計は2万9千430 成30年9月までの合計は 人、平成29年10月から平 1. 平成 28 年 10 月か

う運行していなかった 寄せられたことなどから の運行を求める声が多く 伴い、「ノッタライン」 が、岩内円山線の廃止に のルートと重複しないよ 変更した。 部地域は、 2. 相生·野東地区 岩内円山 線 0

ことや、冬季路面で低床 を廃止した。 園円山通」の転回場所で 通」に入る右折が難しい 辺を経由し「西宮園円山 車両が埋まる可能性を運 式の新車両では、 行事業者から聴き取り、 ·西宮園円山通」 停留所 また、道営野東団地周 「西宮

用人員が僅少であること バスとして果たすべき利 などから民間事業者とし 廃止の主な理由は、路線 れは、平成29年1月20日。 3 路線廃止の申し入

> め、更に検討を加えるこ 判断し、これ以外のルー が、最優先事項であると ルートを加える見直し 営野東団地周辺を回る の区間を外した経緯が ト拡大は、他の方法も含 あった第二中学校から道 定する際に、岩内円山線 タライン」のルートを決 このため、当初の「ノッ

ある。 ども踏まえ、岩内町地域 公共交通活性化協議会 町民はもとより、 る意見があった。引き続 の形成を検討する必要が で、町に合った交通体系 区の観光事業者の意見な 環線の沿線住民、円山地 の里団地の住民や円山循 交通弱者の拡大を懸念す 地町内会長より将来的な 温泉施設を利用する

公共交通事業者への配慮 のルート拡大は、路線バ スルートとの重複や他の 6 共和町の量販店

> では検討していない。 などを必要とし、現時点 これからの地域公共交

意見・要望へ

したと聞いている。 てまちづくりや地域活性 要であり、 に困難なため、 公共交通の確保は現実的 の迅速な対応も大切では 進め方は、 の一環で考える観点が重 ズをすべて網羅する地域 あるが、多様な住民ニー 通の確保・維持・改善の

ととした。 4. 5. アリスの里団 アリス

> 化 ならない。 取り組んでいかなければ 域公共交通」の実現に、 繋がる「持続可能な地 安全・安心な暮らし

えていく。 域公共交通のあり方を考 を図り、地域に合った地 ンスなどを十分に見定 性、住民ニーズとのバラ や交通サービスの実現 め、協議会での合意形成 引き続き、地域の特性

地域経営

最終目標とし



泊原発再稼働と 計画等に対する事前了解 について、及び新安全 関する協定書」第2条 確保及び環境保全に 発電所周辺の安全 協定の締結を

事前に了解を得るものと する。」とあるが、 は廃止しようとするとき を新増設し、変更し、又 れに関連する主要な施設 丙は、原子炉施設及びこ る事前了解)「第2条、 は、甲及び乙と協議し、 において(計画等に対す る協定書」(安全協定) 催保及び環境保全に関す - 泊発電所周辺の安全

をいうのか。 設」とはどのような施設 これに関連する主要な施 「原子炉施設及び

> か。 とはどのような内容なの

協議の有無は。そしてそ の理由は。 機の再稼働について事前 審査を受けている泊3号 3. 現在規制委員会で

も改正されていない。 きた福島第一原発事故に 全協定はそのあとも一度 村と北海道、北電との安 れたが、泊原発周辺4町 より新規制基準が施行さ 2011年3月11日起

になった自治体も含め て、現在規制委員会で行 新たにUPZ圏内

水の位置、方式、流速又

復水器の冷却に係る取放

変更許可を受ける場合、

2.「新増設し、変更し

等に関する規則」 計測制御系統施設、

の3の8第1項の許可、 制に関する法律」第43条 燃料物質及び原子炉の規 設、放射線管理施設、 いわゆる原子炉施設設置 とは、「核原料物質、 た、「新増設し、変更し」 子炉格納施設である。 放射性廃棄物の廃棄施 ま 原

を行っていることを踏ま ではないか。 の安全協定を締結すべき 等に権限を確保する内容 え、新たに各自治体が同 の新規制基準適合性審査 われている泊原発3号機

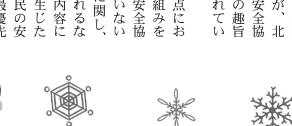
施設の主要なものとして 施設、原子炉冷却系統施 物質の取扱施設及び貯蔵 は、原子炉本体、核燃料 第1項第2号に規定する 係る取放水施設をいい、 な施設」とは、 及びこれに関連する主要 施設及び復水器の冷却に 電用原子炉の設置、 2. 「原子炉施設 「実用発 第3条 運転

考える。 更なる知見が示されるな ると考える。 全・安心の確保を最優先 場合には、地域住民の安 ど、より充実した内容に 定の締結は考えていない 変更しての新たな安全協 いて、当事者の枠組みを は一定程度担保されてい に議論されるべきものと 改定すべき事由が生じた 定の内容で、協定の趣旨 このため、現時点にお 原子力行政に関し、

る は量を変更する場合であ 3

は、 協議はない。 なっていないため、 事前了解事項の対象には に定める計画等に対する 「安全協定」第2条 再稼働について 事前

電と締結している安全協 4町村及び北海道が、北 4. 町としては、岩字









町のホームページ内 ジにて公開して ご覧ください。 おります で、

町公式HP: http://www.town.iwanai.hokkaido.jp/

議 会 誌 目

11月 1日 3日 3日 14日 19日~21日 23日	建設産業委員会 岩内町功労者表彰式 第二中学校開校70周年記念祝賀会 議会活性化委員会 第62回町村議会議長全国大会及び北海道横断自動車道に係る 中央要望 国道5号倶知安余市道路(倶知安~共和)着工式・記念祝賀会
12月 3日	原子力発電所問題特別委員会
4日	社会文教委員会
5日	建設産業委員会
6日	総務委員会
7日	議会運営委員会
8日	後志自動車道 余市 I C ~ 小樽 J C T 間 開通式典・開通を祝う会
10日	第4回定例会招集
10日	各派代表者会議
17日~21日	第4回定例会再開
18日	歳末特別警戒
18日	10大ニュース審査会
1月 4日	岩内郡漁業協同組合岩内地方卸売市場初セリ式
4日	岩内青年会議所新年交礼会
5日	岩内町新年交礼会
6日	岩内消防出初式
13日	岩内町成人式
15日	議会活性化委員会
21日	岩内体育協会新年会
22日	議会活性化委員会
23日	岩内建設業協同組合・建設業協会新年交礼会
25日	岩内商工会議所新年交礼会
28日	南後志法人会岩内地区会新年交礼会

た。 理解願いたいと思います。 お問い合わせください。 りますので、ご覧になりたい方は議会事務局へ だくため、町議会を傍聴ください。 ことができませんので、町政を一層ご理解いた お届けしています。議会の一部しかお伝えする 第4回定例会での一般質問を中心に編集しまし ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご また、議会だよりに対するご意見ご要望等が なお、議会だよりでは、一般質問を要約して 会議の内容は、会議録に詳細に記録されてお 「議会だより143号」をお届けいたします。









(議会運営委員会)

ださい。お待ちしております。

ありましたら、議会事務局までぜひお聞かせく